

参考資料編

■ <u>先進的な取組事例</u>	2
■ <u>推進計画に活用できる資料・データ一覧</u>	19
■ <u>推進計画作成フォーマット</u>	23
■ <u>津波防災意識に関するデータ集</u>	37
■ <u>基本指針と解説</u>	43

先進的な取組事例



推進計画における先進的な取組事例

表 9 津波防災地域づくり推進計画における先進的な取組事例

事例 No.	市町村	タイトル	キーワード	本ガイドライン 参考箇所	掲載頁
01	静岡県焼津市	海を活かした地域活力と津波防災まちづくり	作成プロセス	実践編 第4章第2節	3
02	静岡県浜松市	住民の防災意識の向上と地区の津波避難計画	作成プロセス	実践編 第2章第5節	4
03	和歌山県串本町	防災備蓄倉庫の有効活用	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	5
04	愛知県田原市	地域の特性に応じたきめ細かなリスク分析と対応	作成プロセス	実践編 第2章第2節	6
05	愛知県田原市	自転車を活用した津波避難訓練	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	7
06	静岡県伊豆市	要配慮者等の現状分析、観光客の避難対策	作成プロセス	実践編 第2章第2節	8
07	静岡県伊豆市	地域の意見を反映して作成した推進計画	合意形成	実践編 第4章第2節	9

事例01 | 静岡県焼津市 | 海を活かした地域活力と津波防災まちづくり

概要 焼津市では、市民・企業が安心して生活できるよう、推進計画を作成し、「海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり」を進めています。

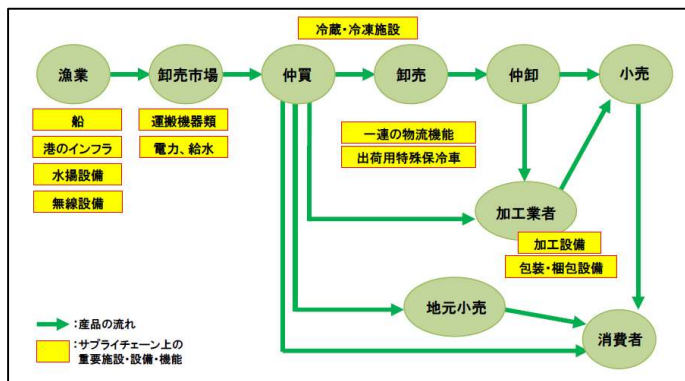
(地域活力をもたらす地域産業)

【背景】

- 焼津市では、最大クラスの地震・津波が発生した場合、強い揺れと市域全体の約2割が津波により浸水すると想定され、東日本大震災後、津波災害に対する住民の危機意識が高まる中、不安と誤解を解消するとともに防災・減災対策を進める必要があった
- 人口や産業は、焼津漁港の背後地を中心とした地域に集中している。特に焼津漁港は水揚げから保管・運搬・加工・出荷まで一連の業種の事業所が沿岸部に集積し、多層的なサプライチェーンを形成し、全国屈指の水揚げ高を誇り、水産市場での優位性を維持

【地域活力と安全・安心な暮らしが共存】

- 市民の「命」「財産」、そして産業の「生産活動」を守るため、防災と地域活性化を両立できる推進計画の作成に着手
- 全ての自治会で南海トラフ地震による津波浸水想定の説明会を開催したほか、漁協・農協、関連団体に対しアンケートを実施し、特に、重要な地域産業である水産業等の関係団体や事業者にはヒアリングを実施するなど、地域の実態・ニーズの把握に努め、地域の活性化の方向性を含めた地域づくりを目指し、推進計画を作成



水産業サプライチェーンのイメージ

出典：焼津市津波防災地域づくり推進計画

事例02 | 静岡県浜松市 | 住民の防災意識の向上と地区の津波避難計画

概要 浜松市では、市民は自ら、津波避難訓練後の反省点、課題点を分析し、地区の津波避難計画の見直しを重ねることを通じ、津波避難に関する地区住民の理解の向上を図り、また津波避難の完成度を高めています。

(地区カルテの作成・配布)

- 浜松市では、推進計画に基づき、浸水のおそれのある地域ごとに診断した災害リスク等の情報を提供する「津波防災地域づくり地区カルテ」を作成し、地区住民に配布
- 地区カルテには、浸水想定を踏まえた地区の課題や対策の進捗などの情報が掲載され、住民の自助・共助の取組に役立っている

(地区避難計画の作成)

- 津波避難対策では、避難先の場所、避難経路など避難方法について地元の情報を共有し、地区の中で避難手順を検討することが即座の避難行動にとって重要
- 住民は、自らの判断で即座の避難行動がとれるよう、地区カルテを基に地区の津波避難計画づくりも担っており、住民主体で現地確認や避難訓練を実施し、地区の津波避難計画に取りまとめていく取組を繰り返すことにより、住民の防災意識の向上と地域の津波避難体制のレベルを上げる取組をしている



津波避難に関する地区住民の理解や熟度の段階的な向上のイメージ

出典：浜松市津波防災地域づくり推進計画

事例03 | 和歌山県串本町 | 防災備蓄倉庫の有効活用

概要 串本町では、防災備蓄倉庫に避難物資を入れた衣装ケースを、事前に各世帯分準備する取組を5地区で実施しています。

(避難時間の短縮)

- 最速で地震発生の数分後に津波が襲うと予想される串本町では、東日本大震災後、浸水域外の高台に設けた備蓄倉庫に、自宅から持ち出す物品を減らし、すぐに避難行動をとれるよう世帯ごとに衣類などを衣装ケースに詰めて保管



出典：毎日新聞 2018年1月14日 大阪朝刊

事例05 | 愛知県田原市 | 自転車を活用した津波避難訓練

概要 田原市では、津波避難困難地域に居住している住民の津波避難訓練において、自転車を活用した訓練を実施するなどの工夫を行っています。

(津波避難計画の検討)

- 南海トラフ巨大地震で甚大な被害が想定される田原市の堀切校区で行われた津波避難訓練では、山口大学による研究で有用性が認められた、自転車を活用した避難行動を組み込む



出典：東日新聞（2015/7/20）

事例06 | 静岡県伊豆市 | 要配慮者等の現状分析、観光客の避難対策

概要 伊豆市では、住民との議論を重ねながら、住民目線でのソフト施策、観光客の円滑な避難対策など、防災と観光のバランスがとれた津波対策を推進しています。

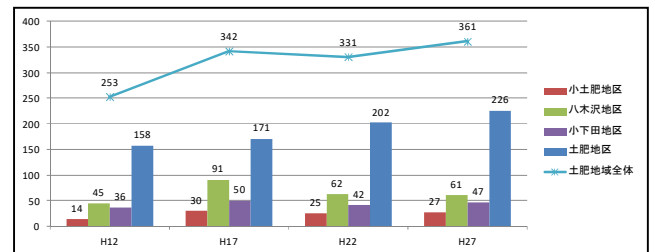
（高齢者の単独世帯の把握）

【背景】

- 伊豆市西部の駿河湾を臨む土肥地域は、自然環境、観光資源に恵まれる一方、人口減少、少子高齢化も進んでおり、特に高齢化率は市内でもっとも高いことから、地域のくらしや観光業等の産業を維持しながら安全・安心を確保することが喫緊の課題

【きめ細かい高齢者などの要配慮者分析】

- 高齢者等の要配慮者の避難対策を進めるため、世帯数・人口構成、将来人口のほか、高齢化率をもっとも高い土肥地区の高齢者の単独世帯数の推移をグラフ化して検討するなど、要配慮者対策に向けきめ細かく分析、地域コミュニティや災害関連情報から隔離されやすい高齢者単独世帯に対するソフト施策にも努める



出典：伊豆市津波防災地域づくり推進計画

（観光と防災の両立）

- 観光客など一時滞在者に対しては、観光業のおもてなしの一環として、避難誘導や帰宅までのサポート体制を整え、宿泊施設や観光施設による津波避難訓練や観光客分も含めた防災備蓄の確保に努めるなど、観光と防災を両立させる施策・取組を推進



出典：伊豆市提供資料

事例07 | 静岡県伊豆市 | 地域の意見を反映して作成した推進計画

概要 伊豆市では、住民や観光事業者等からの意見をもとに推進計画の作成を進めたことで、推進計画に示された取組を地域主体で推進する体制がつくられています。

(推進計画作成時に実施された意見聴取)

【ワークショップ】地域の課題・自分たちができる取組をテーマにグループで議論



(地域への周知方法)

【ニュースレター・ホームページ】推進計画の検討状況をニュースレターや伊豆市ホームページで周知



【オープンハウス】地域の方々が日常生活で使う場所で情報提供・意見把握



(推進計画作成後に実施された地域主体の取組)

【地区の目標設定】地区や団体が自身の取組目標“地震・津波対策がんばる地域宣言”を作成し、市民集会で共有



【市民集会】推進計画の検討状況や取組の進捗を共有しながら意見交換



【中学校での防災教育】中学校の授業で生徒が津波災害リスクへの対応を考え、発表



【パブリックコメント】伊豆市ホームページや公共施設で推進計画素案の閲覧と意見募集

伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（素案）パブリックコメント募集

～皆様のご意見をお聞かせください～

市では、地域のみなさんと一緒に考え、環境・観光・防災のバランスのとれたまちづくりを進めるための『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（素案）』をまとめました。

伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（素案）について、市民の皆さまからのご意見やご提言を募集しています。

計画（素案）の閲覧は、市ホームページのほか、本庁防災安全課・各支所にてご覧いただけます。

【観光関係者による訓練】宿泊施設や観光施設による津波避難訓練を実施



出典：伊豆市提供資料

その他、先進的な取組事例

表 10 その他、先進的な取組事例

事例 No.	主な実施主体	タイトル	キーワード	本ガイドライン 参考箇所	掲載頁
01	宮崎県門川町	津波災害リスクを踏 まえた庁舎高台移転	土地利用	実践編 第3章第3節	11
02	徳島県美波町	事前復興まちづくり (高台移転構想)	土地利用	実践編 第3章第3節	11
03	三重県尾鷲市	住民主導による避難 体制確立事業の推進	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	12
04	高知県黒潮町	犠牲者ゼロを目指す 地震・津波対策の取 組	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	13
05	和歌山県広川町	津波防災文化を活用 した歴史まちづくり	まちづくり	実践編 第3章第2節	14
06	兵庫県南あわじ市	福良の津波防災まち づくりプロジェクト	まちづくり	実践編 第3章第2節	15
07	株式会社セブン - イレブン・ジャパ ン	セブン - イレブンの 津波救命艇	民間資金等 の活用	実践編 第2章第5節	16
08	イオンモール 株式会社	イオンモールいわき 小名浜の防災拠点	民間資金等 の活用	実践編 第2章第5節	16
09	愛媛県	南海トラフ巨大地震 体験版DVDの作成	普及啓発	実践編 第3章第3節	17
10	三重県	地震津波防災をテー マにしたシンポジウ ムの開催	普及啓発	実践編 第3章第3節	17

土地利用

事例01 | 宮崎県門川町 | 津波災害リスクを踏まえた庁舎高台移転

概要 門川町では、津波災害リスクを踏まえた新庁舎の建設位置の検討を行い、「門川町新庁舎建設基本構想」（平成 29 年 7 月 門川町）をとりまとめています。

（「門川町新庁舎建設基本構想」における防災の考え方）

【背景】東日本大震災において多くの庁舎が壊滅的な被害を受けていたことから、庁舎の耐震や行政・防災拠点としての機能を維持することの重要性を再認識／庁内でプロジェクトチーム等を立ち上げ、本庁舎の整備計画等について検討

【本庁舎の防災上の役割】災害発生時の対策本部としての機能／被災後の住民生活や町全体の復旧・復興に欠かせない行政情報等の維持・確保 等

土地利用

事例02 | 徳島県美波町 | 事前復興まちづくり(高台移転構想)

概要 美波町では、自主防災会や建築士会等が中心となって、高台移転等を見据えた、事前復興まちづくりに取り組んでいます。

（高台整備構想の推進）

○本町は市街地の大部分が津波浸水想定区域となっており、被害の軽減や津波災害時の行政機能の維持のため、公共施設については、高台等に移転することを基本とし、津波浸水想定区域外への移転整備を実施予定



出典：徳島新聞 web (2017/6/16)

（多様な高台整備構想の推進）

○由岐湾内地区では、自主防災会が主体となり震災前過疎防止を目的とする高台造成地整備に向け、徳島大学、徳島県建築士会、徳島県、町の連携のもと、住宅地計画コンペティションを実施し、地域が主体となった高台整備が進められており、町としても実現に向けた支援に取り組む



出典：朝日新聞デジタル (2016/3/11)

事例03 | 三重県尾鷲市 | 住民主導による避難体制確立事業の推進

概要 尾鷲市では、住民が主体となり地域の避難ルールや防災体制を確立していく取組が進められています。

(住民主導型避難体制確立事業)

- 超高齢化社会における防災対策や、迅速かつ円滑な避難体制のあり方について、住民参画のもと津波避難計画の検討を進め、住民が主体となって自らの地域の避難体制構築を目的とした津波避難計画を策定（住民主導型避難体制確立事業）



住民主導での避難ルール作り

(自主防災組織等の育成強化)

- 地域防災力向上補助金の創設・住民総ぐるみの防災訓練・防災職員が外向いての防災講話や訓練指導などを実施



市民総ぐるみ避難訓練

(避難路等整備事業)

- 夜間避難に備えた市内防犯灯の無停電対策・避難路の安全対策や拡幅を実施



住民手作りの避難路

(学校での防災教育推進)

- 東京大学片田先生を市防災危機管理アドバイザーに委嘱し、総合的な防災対策へのアドバイスや教育現場での防災カリキュラムの作成を推進

**(民間施設の避難ビル指定)**

- 民間施設を津波避難ビルに指定・整備
- 既存3階建て以上の避難所に、地震自動開錠ボックスを設置

**(公的備蓄等の増強(3日程度→5日程度に))**

- 非常時用備蓄品整備（食糧・水・毛布・簡易浄水器・簡易トイレ・保温ブランケット）・衛星携帯電話配備・救援表示シート配備

(他自治体との相互応援協定の締結)

- 災害時の相互支援や、防災対策関係の情報交換や交流を目的に、奈良県北山村、福井県大野市、大阪府摂津市、岩手県釜石市と締結

出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ

事例04 | 高知県黒潮町 | 犠牲者ゼロを目指す地震・津波対策の取組

概要 黒潮町では、町内 61 地区中 40 地区が浸水区域となるため、職員地域担当制を導入や、地区主体の地区防災計画の作成を行っています。

(津波避難空間の整備)

- 地区毎に現地点検やワークショップを実施し、避難道等の整備計画作成
- 避難道約 230 路線、津波避難タワー6 基を平成 30 年度完成目標で整備中



(戸別津波避難カルテづくり)

- 避難が難しい住民一人ひとりに合わせた個別の避難計画の基礎資料としてカルテづくりを推進

世帯別津波避難行動記入シート

記入のしかた

家族構成

自カ(家族)避難の可否

避難上の心配事

連絡先

避難先と所要時間

徒歩や自動車などの避難方法

防災となり組

住宅耐震状況

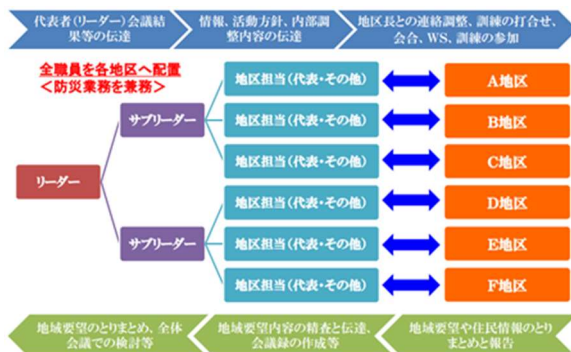
家具固定の状況

支援可能な方の有無

個人情報提供先

(職員地域担当制の導入)

- 防災担当部署の職員だけでは人員不足となるため、全ての町職員(約 200 名)が防災業務を兼務し、地域住民と協働で防災活動を行う制度導入



(地区防災計画の作成)

- 地域住民が自らの命と自らの地域を守り、自ら作成する地域特性を反映した、手作りの防災計画作成が進行



黒潮町地区防災計画シンポジウム

(住宅耐震化の促進)

- 過去の地震で、昭和 5 6 年に改正された耐震基準以前の基準(旧耐震基準)によって建てられた木造住宅が数多く倒壊したことを受け、対象となる木造住宅の耐震化を促進



地区毎での耐震事業説明会



計画作成の地区ワークショップ

出典：黒潮町ホームページ

事例05 | 和歌山県広川町 | 津波防災文化を活用した歴史まちづくり

概要 広川町では、安政南海地震で濱口梧陵が村人の命を救った「稲むらの火」の11月5日が国連で「世界津波の日」に制定されたのを契機に、津波防災のルーツ広川町を世界的に発信し、町のブランド化や活性化を推進しています。

（防災学習施設の整備）

○梧陵の偉業と精神、教訓を学び受け継いでゆくため、濱口梧陵記念館と津波防災教育センターからなる防災学習施設「稲むらの火の館」を開館

【濱口梧陵記念館】濱口梧陵の生涯に触れることができる展示室やシアターを整備



出典：稲むらの火の館ホームページ

【津波防災教育センター】3D津波映像シアターなどの体験型施設や津波に関する展示室を整備



出典：稲むらの火の館ホームページ

（防災文化の資源を活用した散策ルートの設定）

○濱口梧陵のゆかりの地を巡る「濱口梧陵と歩く散策マップ」を作成



出典：稲むらの火の館ホームページ

（防災文化の継承）

○安政南海地震による津波の犠牲者の霊を慰め、梧陵の偉業を後世に伝えるための式典・行事を開催

【津浪祭】小中学生等による堤防への土盛りや神事を世界津波の日（11/5）に開催



出典：和歌山県ホームページ

【稲むらの火祭り】小学生による「稲むらの火」の朗読や町民等による松明行列を毎年10月に開催



出典：内閣府ホームページ

事例06 | 兵庫県南あわじ市 | 福良の津波防災まちづくりプロジェクト

概要 南あわじ市福良地区では、持続力を念頭に地域の活性化と防災の両立を目標に掲げた津波防災まちづくりを進めています。まち歩きマップを使った、まち歩きイベント「福良路地裏探訪」や、福良名産のそうめんを備蓄食料とするなどの取組をしています。（（社）日本都市計画学会関西支部 2013 年度第 16 回関西まちづくり賞受賞）

（津波防災の取組と観光客の確保）

- 地域で一体となって津波防災に取り組むには、コミュニティとまちの活性化が大切
- まちなかが観光客を含めたくさんの人で賑わっていれば、自分の住んでいるところは美しくきれいなまちにしようと行動するようになり、この行動が危険な箇所のチェック等を促し、安心安全のまちにつながる



福良地区が目指す津波防災まちづくり

【福良路地裏探訪】

地域の観光資源に加え、避難場所やルート等も解説するまち歩きイベント



【安心マップづくり】

地元小学校が家族や地元の方々と一緒に作成するふくら安心マップ



【うずまるフェスタ】

福良港津波防災ステーション（愛称：うずまる）で毎年開催され、地域住民と観光客がいっしょに楽しむ



【避難マップづくり】

ひとりの犠牲者もださないように隣保単位の避難マップづくりを住民で考えるワークショップ



地区高台から見る福良湾

名産のそうめんを
備蓄食料に！



福良名産のそうめん

出典：南あわじ市提供資料

民間資金等の活用

事例07 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | セブン-イレブンの津波救命艇

概要 株式会社セブン-イレブン・ジャパンでは、買い物客と従業員を対象に、定員25名程度が乗船できる津波救命艇をコンビニへ設置しています。

(津波救命艇の概要)

【設置店舗の選定】南海トラフ地震発生時の予想される浸水深が、建造物が倒壊する基準とされる4.0m以上（内閣府公表）の地域に位置し、また店舗周辺に避難場所がなく、津波発生時には大きな被害が想定される店舗

【設置予定店舗数】3店舗（平成30年2月現在）

【定員】25人（店舗従業員やお客様の利用を想定）



出典：国土交通省ホームページ

民間資金等の活用

事例08 | イオンモール株式会社 | イオンモールいわき小名浜の防災拠点

概要 イオンモール株式会社では、東日本大震災の経験を踏まえ、防災モールとしての整備を進めています。

(防災モールとしての取組)

【津波避難ビル（指定予定）としての対応】

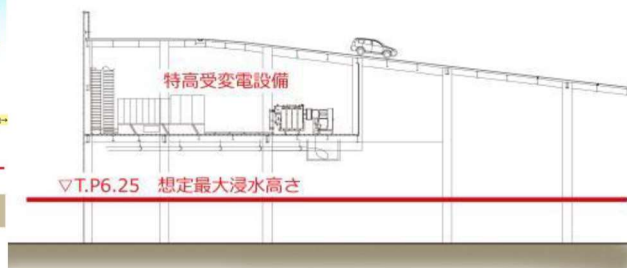
災害時、避難してきた人を一時的に受け入れられるよう避難デッキと接続した店内通路を開放

【重要機器設置位置の対応】

津波浸水被害を受けた際にも施設機能を維持し、地域の復興拠点のひとつとしての役割を担うことができるよう、津波の影響を受けない場所に重要機器を配置



出典：AEON News Release (2016/8/22)



出典：AEON News Release (2016/8/22)

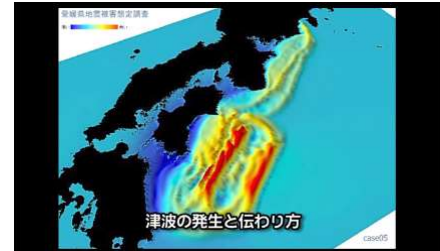
普及啓発

事例09 | 愛媛県 | 南海トラフ巨大地震体験版DVDの作成

概要 愛媛県では、南海トラフ巨大地震体験版 DVD を作成し、市町や関係機関に配布するとともに、県のホームページにより映像を配信しているほか、出前講座等で活用するなど防災意識の啓発を図っています。

(南海トラフ巨大地震体験版 DVD の構成)

区分	主な内容	
本編 (17分)	導入部	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の津波被害や県内での被害映像（イメージCG） ○愛媛県地震被害想定調査結果公表
	地震・津波の仕組みを紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ巨大地震の発生の仕組み等を説明 ○揺れの被害（松山市内等のイメージCG映像、芸予地震等の映像）を紹介 ○津波の発生の仕組み等を説明 ○津波の浸水状況(南予(愛南町、宇和島市、八幡浜市)、東・中予(西条市)の浸水のイメージCG映像と浸水図を紹介 ※その他の市町の浸水図は資料編をご覧ください。
	防災対策の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○被害想定調査で推計した減災効果を説明 ○具体的な防災対策（発生時の対応、日頃の備え等）を紹介 ○被災者インタビュー
資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○県内沿岸部全市町の津波浸水アニメーション 各市町の津波浸水アニメーションは、こちらをご覧ください。 	



出典：愛媛県ホームページ

普及啓発

事例10 | 三重県 | 地震津波対策をテーマとしたシンポジウムの開催

概要 三重県では、三重県防災対策推進条例により、昭和東南海地震が発生した12月7日を「みえ地震対策の日」と定め、その前後に「みえ地震対策の日シンポジウム」を毎年開催しています。

(開催概要)

【テーマ】「過去の震災から学び、未来に活かす」（平成29年度テーマ）

【内容】

- ① みえの防災大賞表彰式
- ② 基調講演
- ③ 語り部トーク
- ④ パネルディスカッション

など



平成29年度シンポジウム

出典：三重大学ホームページ

推進計画に活用できる資料・データ一覧

推進計画に活用できる資料・データ一覧

既作成市町に各検討において、実際に活用した資料・データについてアンケートを行い、その結果を踏まえ、作成しています。推進計画作成フォーマットと合わせてご活用ください。

赤文字：既作成市町が活用した資料

検討項目	活用した目的・用途	主に参考にしたデータ・資料【提供元】
実践編第2章第2節（1）地域の現況、課題の把握		
地域人口の状況	■人口減少・高齢化の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳【庁内市民課、総務課など】 ・国勢調査結果【総務省統計局】 ・総合計画【庁内企画課など】 ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・日本の市町村別将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】
	■交流人口の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客動態調査【都道府県観光課など】
交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平時の交通ネットワーク ■災害時の物資輸送 ■住民等の避難ルート 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査【庁内都市計画課】 ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・公共交通網形成計画【庁内都市計画課】 ・港湾・漁港に関する計画【国・県の施設管理者】 ・地域防災計画【庁内危機管理課など】 ・他計画・報告書から引用
事業所・各種施設の分布	■事業所の分布	<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス【総務省・経済産業省】 ・農林業センサス【総務省・経済産業省】 ・農林水産統計【農林水産省】
	■防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入れ施設等）の分布	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・介護福祉に関する計画【庁内福祉課】
	■要配慮者利用施設の分布	
	■観光等の来街者数 ■宿泊客数、日帰り客数 など	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行・観光消費動向調査【国土交通省観光庁】 ・観光客動態調査【都道府県観光課など】 ・観光マップ【庁内観光課など】
	■津波避難施設の分布	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査（建物現況図等）【庁内都市計画課】 ・地域防災計画【庁内危機管理課など】 ・津波避難計画【庁内危機管理課など】 ・津波ハザードマップ【庁内危機管理課など】
土地利用と建物の現況	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用の現況（宅地、商業施設用地、工業施設用地、農用地など） ■建物の現況（老朽建造物、木造建造物の分布など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査（土地利用現況図・建物現況図等）【庁内都市計画課】 ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・防災都市づくり計画【庁内都市計画課】 ・立地適正化計画【庁内都市計画課】 ・経済センサス【経済産業省】 ・航空写真【庁内企画課など】 ・国土地理院地図【国土地理院】

赤文字：既作成市町が活用した資料

検討項目	活用した目的・用途	主に参考にしたデータ・資料【提供元】
海岸の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■海岸線の形状 ■沿岸部のハード施設（海岸堤防など）の整備状況 ■沿岸部の観光地（自然・景勝地など）の分布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土地理院地図（主題図）【国土交通省国土地理院】 ・ 海岸保全計画【都道府県】 ・ 津波浸水想定解説書【都道府県】 ・ 総合計画【庁内企画課】 ・ 都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・ 観光マップ【庁内観光課】 ・ 他計画・報告書から引用
過去の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ■災害史・伝承等に基づく過去の津波被害 ■地域に残っている当時の津波災害の状況を示す施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の「災害史」【庁内危機管理課など】 ・ 地震・津波災害に関する調査報告書【国・都道府県など】 ・ 市町村史【庁内企画課など】 ・ 津波被害を記録した古文書【庁内図書館など】
気候	<ul style="list-style-type: none"> ■年間平均気温 ■年間降水量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象観測データ【国土交通省気象庁】
実践編第2章第2節（2）災害ハザードの把握		
津波ハザードの規模	<ul style="list-style-type: none"> ■最大津波高 ■津波浸水想定区域 ■津波浸水深・面積 ■津波到達時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水想定【都道府県】 ・ 地域防災計画【庁内危機管理部局】 ・ 地震津波被害想定【内閣府・都道府県】 ・ 津波ハザードマップ【庁内危機管理部局】
その他、地震に起因する災害ハザードの規模	<ul style="list-style-type: none"> ■震度分布 ■液状化危険度 ■土砂災害危険度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被害想定【内閣府】 ・ 地震・津波被害想定【府県危機管理部局など】 ・ 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域【庁内危機管理課、河川課など】 ・ 防災都市づくり計画【庁内都市計画課】 ・ 地域防災計画【庁内危機管理課】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■延焼危険度（延焼クラスター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被害想定【内閣府】 ・ 地震・津波被害想定【府県危機管理部局など】 ・ 防災都市づくり計画【庁内都市計画課】
実践編第2章第2節（3）地域の災害リスクの把握		
地震・津波による建物被害・人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ■津波浸水による建物・人的被害 ■家屋倒壊による建物・人的被害 ■延焼火災による建物・人的被害 ■液状化被害による建物・人的被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被害想定【内閣府】 ・ 地震・津波被害想定【府県危機管理部局など】 ・ 国勢調査【総務省統計局】 ・ 都市計画基礎調査【庁内都市計画課】 ・ 津波浸水想定【都道府県】

検討項目	活用した目的・用途	主に参考にしたデータ・資料【提供元】
実践編第2章第3節 基本的な方針に関する整理		
推進計画の区域の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■防災地域づくりの方向性 ■施設整備の動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（高速道路等）・鉄道等の事業計画【市内危機管理課など】 ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・防災都市づくり計画【市内都市計画課】
	■浸水想定地域・対策重点地域	<ul style="list-style-type: none"> ・府県の津波浸水想定結果【府県危機管理部局など】 ・津波避難計画【市内危機管理課など】
基本方針の把握	■関連計画におけるまちづくり・防災に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・総合計画【市内企画課】 ・立地適正化計画【市内都市計画課】 ・防災都市づくり計画【市内都市計画課】
実践編第2章第4節 土地利用及び警戒避難体制の整備に関する整理		
土地利用の方針の把握	■関連計画における土地利用に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・総合計画【市内企画課など】 ・立地適正化計画【市内都市計画課】 ・津波災害（特別）警戒区域【都道府県】
警戒避難体制整備の方針の把握	■関連計画における警戒避難体制の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・津波避難計画【市内危機管理課など】 ・津波ハザードマップ【市内危機管理課など】 ・津波災害（特別）警戒区域【都道府県】
実践編第2章第5節 関係主体からの事業・事務の把握		
津波防災地域づくりの推進に係る事業・事務の把握	■津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・既往の実施計画（アクションプラン等） ・海岸保全基本計画【市内危機管理課など】 ・国土強靱化計画【市内危機管理課など】 ・立地適正化計画【市内都市計画課】 ・防災都市づくり計画【市内都市計画課】
これまでの津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ■既存のハード施策、事業・事務 ■既存のソフト施策、事業・事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難計画【市内危機管理課など】 ・海岸保全基本計画【市内危機管理課など】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】

推進計画作成フォーマット

※ 推進計画作成フォーマットは、一例であるため、地域の実情に合わせて、適宜変更してご活用下さい。

推進計画作成フォーマット

●●●津波防災地域づくり推進計画

市町村の写真

令和〇〇年〇月
(●●●市町村)

はじめに

基礎編第 1 章を参考に記載しましょう。

●●市町村 津波防災地域づくり推進計画

目 次

第1章	推進計画の目的と位置づけ.....	26
第1節	推進計画作成の背景と目的.....	26
第2節	計画の位置づけ.....	26
第3節	推進計画区域.....	26
第2章	沿岸部の現況とこれまでの取組.....	27
第1節	(●●市町村)の歴史.....	27
第2節	人口・産業.....	27
第3節	土地利用・交通.....	28
第4節	これまで(●●市町村)が実施してきた地震・津波防災施策.....	28
第3章	津波防災地域づくりの課題.....	29
第1節	津波の浸水深と想定される被害.....	29
第2節	津波防災地域づくり上の課題.....	30
第3節	地域別の課題.....	30
第4章	津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針.....	31
第1節	津波防災地域づくり推進の基本的な方針.....	31
第5章	土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方.....	32
第1節	土地利用.....	32
第2節	警戒避難体制の整備.....	32
第6章	津波防災地域づくりの推進のための事業・事務.....	33
第1節	事業・事務の整理.....	33
第2節	事業・事務.....	33
第7章	推進計画実現に向けた今後の進め方.....	34
第1節	今後さらに検討が必要な事項.....	34
第2節	計画の見直しと更新.....	34
参考資料		
	(●●市町村)津波防災地域づくり推進協議会設置要綱.....	35
	(●●市町村)津波防災地域づくり推進協議会委員名簿.....	35
	検討体制と経緯.....	35

第1章 推進計画の目的と位置づけ

第1節. 推進計画作成の背景と目的

(1) 推進計画作成の背景と(2) 推進計画の目的を説明するリード文を書きましょう。

(1) 推進計画作成の背景

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の背景も踏まえて作文しましょう。

(2) 推進計画の目的

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の目的も踏まえて作文しましょう。

第2節. 計画の位置づけ

関連計画を整理して、計画の位置づけ図を作成しましょう。

第3節. 推進計画区域

推進計画区域図を示しましょう。

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

第1節. (●●●市町村)の歴史

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【過去の災害史など】

- 市町村の地域防災計画に書かれた古文書
- 災害史の記録

第2節. 人口・産業

(1) 人口の推移

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【地域の人口（人口動向・交流人口・人口密集地域）】

- 市町村の住民基本台帳
- 国勢調査結果
- 将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）
- 観光客動態調査 など

(2) 産業

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【事業所・各種施設の分布】

- 都市計画基礎調査等に基づく建物現況
- 経済センサス
- 観光客動態調査

第3節. 土地利用・交通

(1) 土地利用

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【土地利用の状況】

- 既往の市町村の計画（都市計画マスタープラン等）
- 都市計画基礎調査の土地利用現況図
- 航空写真

(2) 交通

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【交通の状況】

- 地域防災計画
- 総合計画
- 都市計画マスタープラン
- デジタル道路地図
- 住宅地図

第4節. これまで（●●●市町村）が実施してきた地震・津波防災施策

庁内で実施済みの津波防災対策があれば記載しましょう。

第3章 津波防災地域づくりの課題

第1節. 津波の浸水深と想定される被害

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【地震・津波による建物被害・人的被害】

- 災害リスク
- 人口の分布状況
- 人的被害（内閣府、都道府県が被害想定を算出している場合がある）

【避難困難地域】

- 都道府県が公表した津波浸水想定
- 内閣府が公表している被害想定
- 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書
- 国勢調査
- 都市計画基礎調査
- 津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）

【津波浸水想定区域内の防災拠点施設や要配慮者施設の分布】

- 津波浸水想定
- 防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受け入れ施設等）の立地状況
- 要配慮者施設の立地状況

【被災後の緊急輸送道路の状況予測】

- 各種災害ハザード（津波浸水想定、地震の揺れの強さ、液状化危険度、土砂災害）
- 緊急輸送道路

第2節. 津波防災地域づくり上の課題

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【把握・分析結果の整理】

- 津波浸水深
- 建物被害
- 人的被害
- 浸水想定範囲
- 津波の到達時間
- 人的被害、建物被害の発生想定数
- 避難困難地域の分布
- 避難施設、防災拠点などの分布の視点
- 救助、復旧に要する道路等の確保の観点

【課題図等の作成】

- 津波浸水想定
- 地理情報
- 土地利用、建物分布などの各種地域情報プロットした課題図、重ね合わせ図

第3節. 地域別の課題

できれば、地域別に課題をまとめましょう。

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本市町村の基本方針

基本方針のスローガンを記載しましょう。

- 簡単な 1 文程度で表現

基本方針の説明文を記載しましょう。

- 基本方針のスローガンの設定した観点の説明
- 市町村特有の津波防災地域づくりに係る方針を詳しく説明

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

第1節. 土地利用

実践編第2章第4節、第3章第3節を参考に
記載しましょう。

第2節. 警戒避難体制の整備

実践編第2章第4節、第3章第3節を参考に
記載しましょう。

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

第1節. 事業・事務の整理

実践編第2章第5節、第3章第4節を参考に
して記載しましょう。

第2節. 事業・事務

事業・事務リストを作成しましょう。

適宜、事業・事務位置図を作成しましょう。

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

第1節. 今後さらに検討が必要な事項

実践編第3章第5節、第5章を参考に記載しましょう。

- 今後さらに検討が必要な事項（積み残し課題）

第2節. 計画の見直しと更新

実践編第3章第5節、第5章を参考に記載しましょう。

参考資料

(●●●市町村) 津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

協議会設置要綱を記載しましょう。

(●●●市町村) 津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

協議会委員名簿を記載しましょう。

検討体制と経緯

協議会の開催状況・各回の議題を記載しましょう。

※協議会の進捗とともに書き加えていきましょう

津波防災意識に関するデータ集



市町村・住民の津波防災意識に関するデータ集

※ このデータ集は、市町村・住民に対するアンケート（平成 29 年）への回答結果をまとめたものです。

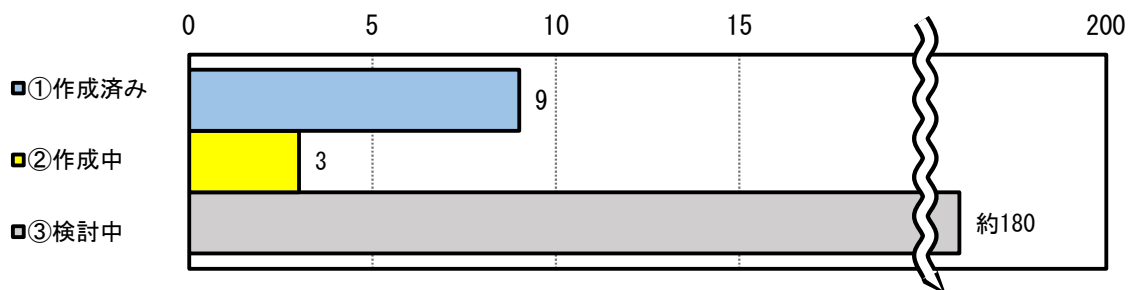
■市町村：津波の影響を受ける 680 市町村のうち、回答のあった 670 市町村の担当職員

■住民：津波浸水想定区域を含む市町村の住民 1254 名

1. 市町村の津波防災意識データ

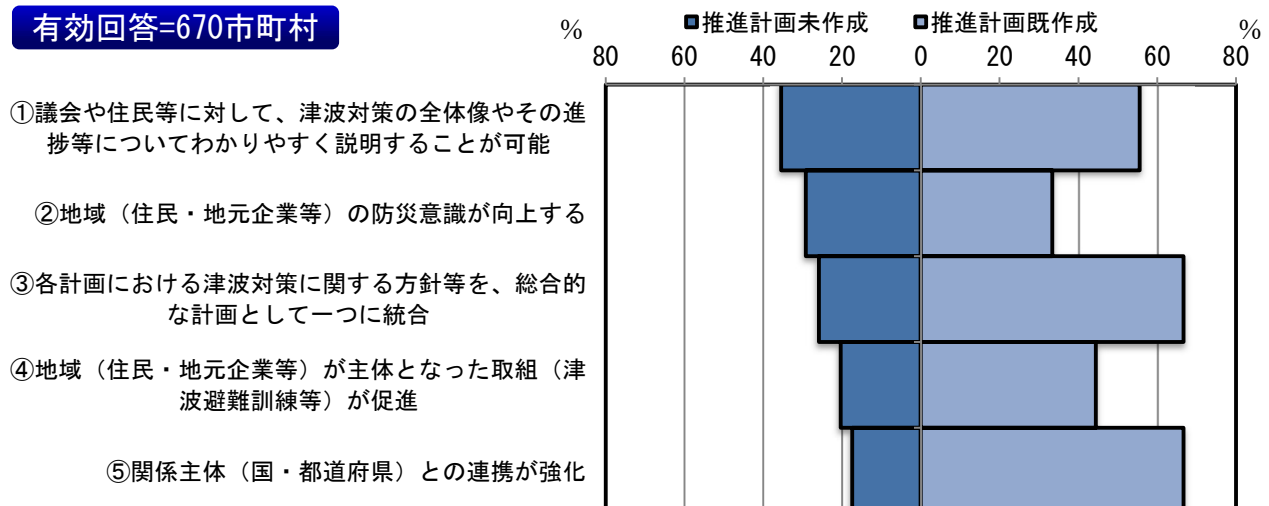
(1) 推進計画の作成・検討状況

有効回答=670市町村

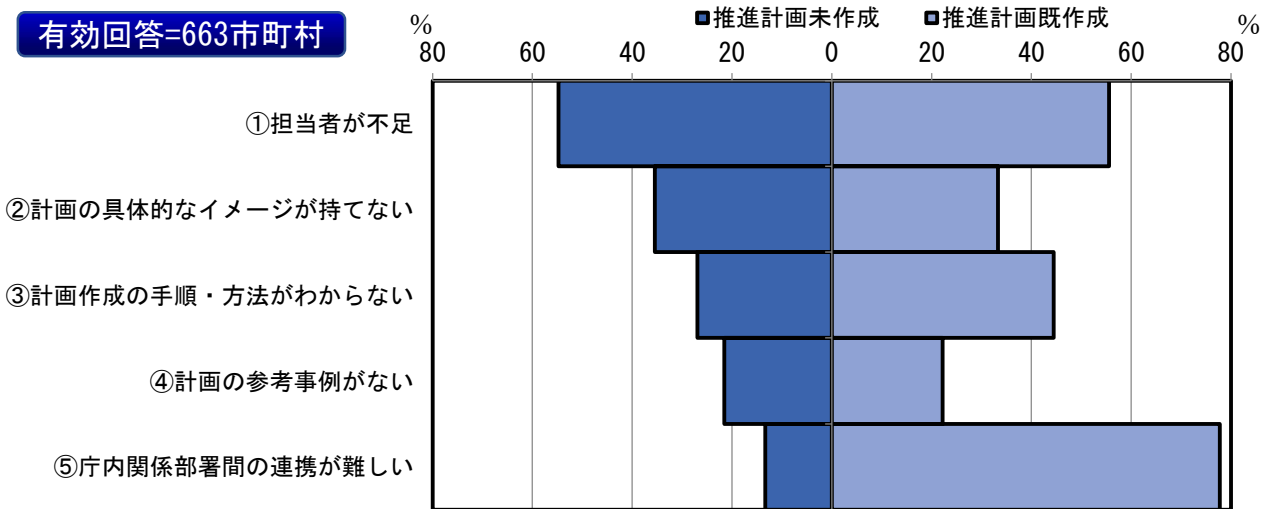


(2) 推進計画作成の効果・メリット

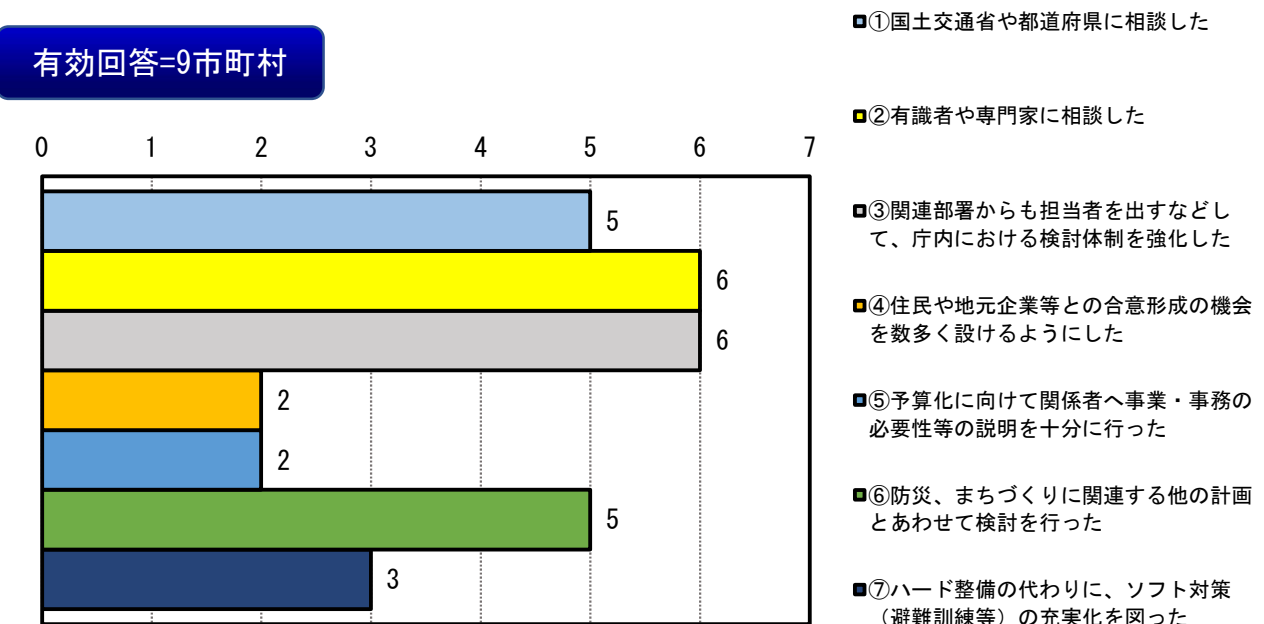
有効回答=670市町村



(3) 推進計画作成時のボトルネック

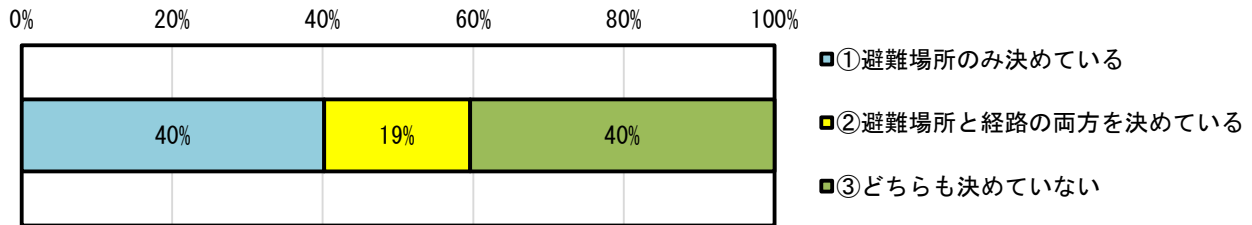


(4) 推進計画作成時のボトルネックを解消するための取組

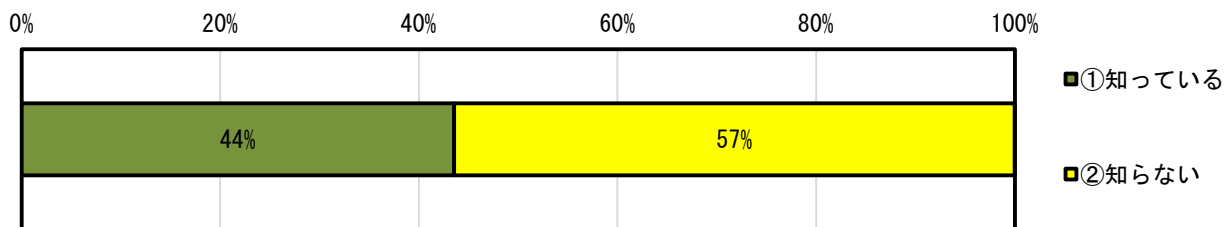


2. 住民の津波防災意識データ

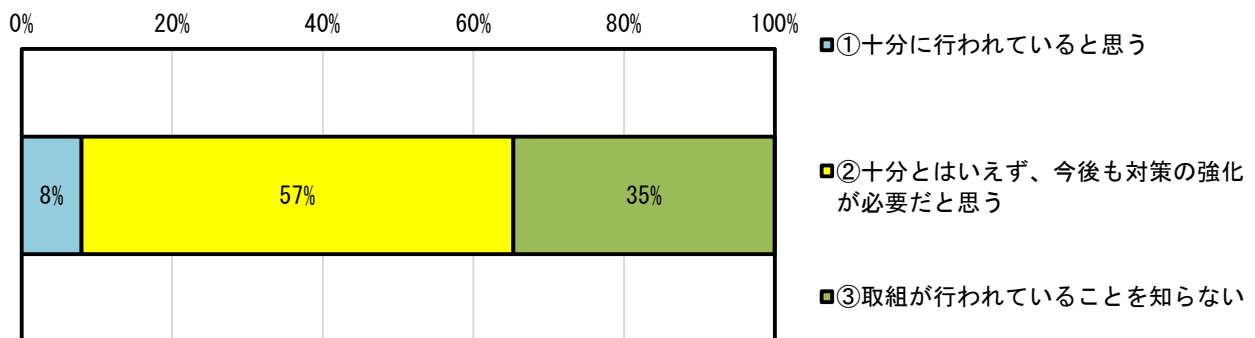
(1) 大津波警報が発令された場合の避難ルートを決めているか



(2) 津波浸水想定の設定・公表を知っているか



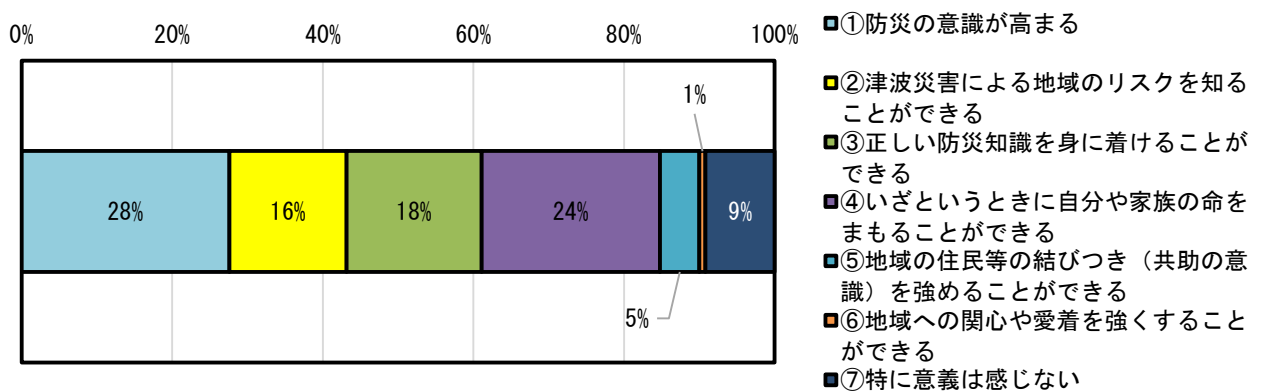
(3) 居住している市町村等の津波防災の取組（海岸堤防、避難タワー等の整備、避難訓練の実施など）に満足しているか



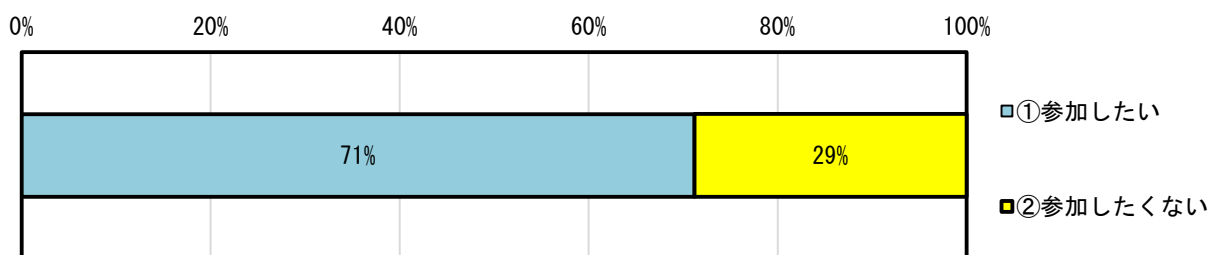
(4) 居住している市町村に推進計画があったらよいと感じているか



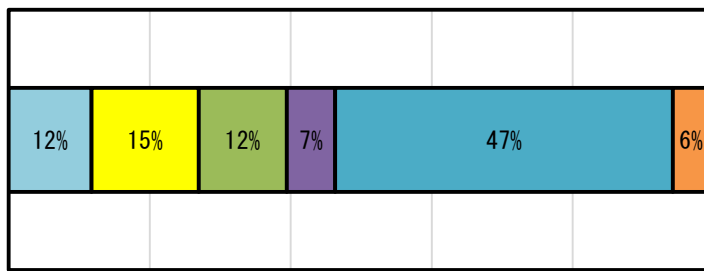
(5) 津波防災の取組に参加する意義は



(6) 津波防災の取組に参加したいか

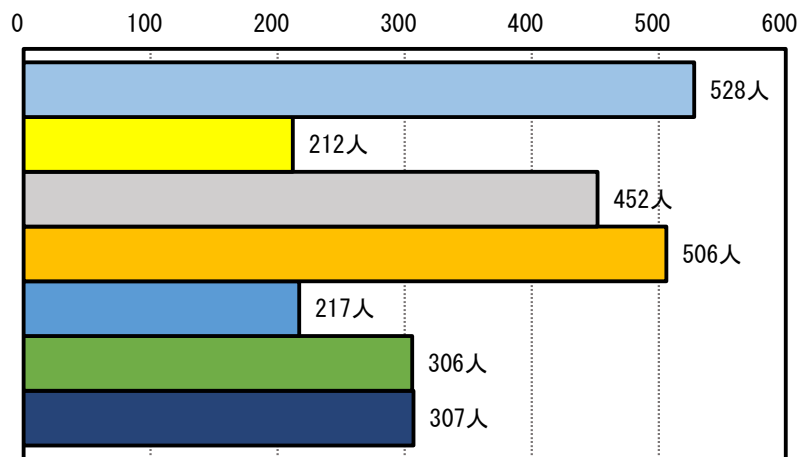


(7) 推進計画の作成に関してどのような取組に参加したいか



- ① 推進計画の作成にあたり組織される、法定協議会
- ② 推進計画作成に向けた地域の意見を反映させるための、住民ワークショップ
- ③ オープンハウス（住民が自由に訪れ、直接話を聞いたり意見を述べたりできる場）
- ④ パブリックコメント
- ⑤ アンケート調査
- ⑥ 電話ヒアリング（電話アンケート調査）

(8) 津波防災で取り組んでいる（取り組みたいと思う）自助・共助の取組



- ① 津波避難訓練等への参加
- ② 津波災害をテーマにした説明会・シンポジウム等への参加
- ③ 津波災害のリスクを把握するためのまち歩きへの参加・津波ハザードマップの確認
- ④ 家庭内の安全対策（家具等の固定や非常持出し袋の準備、住宅等の耐震改修等）
- ⑤ 過去の津波災害や津波防災の情報を伝える広報活動（パンフ等作成・配布）への協力
- ⑥ 津波避難のための避難路の確保等（ブロック塀撤去等）への協力
- ⑦ 地区内の津波避難計画の作成や防災マップづくりへの協力

基本指針と解説



基本指針（四. 1）

四 法第 10 条第 1 項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項

1 推進計画を作成する際の考え方

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波に対する地域ごとの危険度・安全度を示した津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせることで低頻度ではあるが大規模な被害をもたらす津波に対応してどのような津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村がその具体の姿を地域の実情に応じて総合的に描くことにある。これにより、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとするものであり、「一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示した考え方を踏まえて作成するよう努めるものとする。

また、市町村が推進計画に事業・事務等を定める際には、都道府県が指定する警戒区域や特別警戒区域の制度の趣旨や内容を踏まえ、当該制度との連携や整合性に十分配慮することによって、津波防災地域づくりの効果を最大限発揮できるよう努めるものとする。

津波防災地域づくりにおいては、地域の防災性の向上を追求することで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないよう推進計画を作成する市町村が総合的な視点から検討する必要がある。具体的には、推進計画は、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針との整合性が図られたものである必要がある。このため、地域のあるべき市街地像、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村マスタープラン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）との調和が保たれている必要がある。また、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に基づく景観計画その他の既存のまちづくりに関する計画や、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画等とも相互に整合性が保たれるよう留意する必要がある。

なお、隣接する市町村と連携した対策を行う場合等、地域の選択により、複数の市町村が共同で推進計画を作成することもできる。

（参照条文 法第 10 条、第 11 条、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項、景観法第 8 条、災害対策基本法）

解説

ここでは、推進計画を作成する際の考え方について解説します。基本指針の「一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示された考え方を踏まえ、作成するよう努めるべき旨を明記しています。

(1) 推進計画の作成主体

津波があった場合に想定される浸水の区域・水深は、地域によって様々で、津波による災害の防止または軽減に必要なハード・ソフトの施策も地域ごとに異なることから、推進計画の作成の有無や内容については、地域ごとに判断する必要があります。地域の自主性が尊重されています。

そのため、推進計画は、地形や人口分布など地域による違いに応じてどのような施策をどう組み合わせるか、地域の実情を最もよく把握している市町村が作成主体とされています。もちろん、市町村が推進計画を作成するに当たっては、国、都道府県、市町村等の様々な主体が緊密な連携・協力を図る必要があります。さらに、国及び都道府県にも、それぞれが実施主体となる事業を検討することなどを通じて、積極的に推進計画の作成に参画してもらうことが重要です。

(2) 警戒区域等との関係

推進計画は、基本指針の「一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示した津波防災地域づくりの考え方を踏まえて作成するよう努めることとされています。また、ハード整備とソフト施策の組み合わせによる津波防災地域づくりを推進するため、市町村が作成する推進計画と、都道府県が指定する警戒区域、特別警戒区域との連携が図られるよう整合的かつ効果的に組み合わせることが重要です。

推進計画と警戒区域、特別警戒区域との整合性を担保するため、これらの区域が指定されている場合には、区域指定に伴う土地利用制限や避難体制を踏まえた土地利用の方針、警戒避難体制の整備方針等の記載が求められます。また、これらの区域が未指定の場合でも避難体制や土地利用の方向性などの基本的な考え方を記載するのが望ましいです。

(3) 他の計画等との整合

推進計画は、津波災害に強い地域づくりの具体的な姿を示す計画といえますが、地域の防災性の向上を追求することで地域の発展が見通せなくなる事態が生じないように、総合的な視点から検討することが求められます。そのため、地域の市町村マスタープランとの調和や、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画、景観法に基づく景観計画、その他の既存のまちづくりに関する計画と相互に整合性が保たれるよう留意して下さい。

また、津波への対応という点では、国土強靱化地域計画（国土強靱化基本法第13条）、地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）、南海トラフ特措法に基づく推進計画（南海トラフ特措法第5条）などがありますが、津波に対応する施策・事業等については共通する部分もあるため、それら計画に記された施策や取組等と矛盾が生じないように、記載内容の整合を図って下さい。

さらに、地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。

推進計画が満たすべき要件と作成に当たって必要となる手続は津波防災地域づくり津波法第10条に定められております。主な要件等は以下の通りです。なお、第10条第2項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.2.ア）」を、第5項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.3）」をご参照ください。

【以下、「津波防災地域づくりに関する法律」より抜粋】

（～前略～）

第10条 市町村は、**基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ**、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下

「推進計画」という。)を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

(～中略～)

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

(～後略～)

基本指針（四. 2. ア）

2 推進計画の記載事項について

ア 推進計画区域（法第 10 条第 2 項）について

推進計画区域は、必ず定める必要がある事項であり、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に定めることができる。ただし、推進計画区域を定める際には、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができることに留意するとともに、推進計画に定める事業・事務の範囲がすべて含まれるようにする必要がある。

（参照条文 法第 10 条第 2 項、第 3 項、法第 12 条～第 14 条、法第 15 条、法第 7 章）

解説

ここでは、推進計画の区域について解説します。

推進計画の区域は必ず記載する事項として定められています（法第 10 条第 2 項）。この区域は、都道府県知事が公表する浸水想定区域や警戒区域、特別警戒区域と必ずしも一致させる必要はありません。むしろ、推進計画に記載すべき避難施設等が浸水想定区域外に設置されることもあり得るため、推進計画の区域の方が浸水想定区域や警戒区域よりも広がることも考えられます。

津波防災地域づくり法における各区域について下表のとおりまとめました。浸水想定区域、警戒区域・特別警戒区域については後述しますが、概要は以下のとおりです。

名称	主体	概要
推進計画の区域	市町村	推進計画の対象となる区域
浸水想定区域	都道府県知事	津波浸水想定により設定された浸水の区域
警戒区域	都道府県知事	住民等が平常時には通常の日常生活等を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を整備する区域
特別警戒区域	都道府県知事	警戒区域のうち、要配慮者が施設の中においても津波を「避ける」ことができるよう、その施設の建築とそのための開発に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全にすることを求める区域
特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域	市町村長	特別警戒区域のうち、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途の建築物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、その建築とそのための開発に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全にすることを求める区域

また、推進計画は考えられ得る最大クラスの津波への対応を定めるものですから、浸水想定区域が一つの地方自治体だけで完結しない場合があります。このようなことから、推進計画の区域は市町村単位とすることが基本ですが、地域の実情に応じて柔軟に設定することができます。

基本指針（四. 2. イ）

イ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針（法第 13 条第 3 項第 1 号）について
本事項は、推進計画の策定主体である市町村の津波防災地域づくりの基本的な考え方を記載することを想定したものである。また、津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施する様々なハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、市町村が津波防災地域づくりの姿を総合的に描くという推進計画の目的を達成するために必要な事項である。

このため、推進計画を作成する市町村の概況（人口、交通、土地利用、海岸等の状況）、津波浸水想定により示される地域ごとの危険度・安全度、想定被害規模等について分析を行った上で、その分析結果及び地域の目指すべき姿を踏まえたまちづくりの方針、施設整備、警戒避難体制など津波防災・減災対策の基本的な方向性や重点的に推進する施策を記載することが望ましい。

また、市町村の津波防災地域づくりの考え方を住民等に広く周知し、推進計画区域内で津波防災地域づくりに参画する公共・民間の様々な主体が、推進計画の方向に沿って取り組むことができるよう、図面等で分かりやすく推進計画の全体像を示すなどの工夫を行うことが望ましい。

解説

ここでは、市町村の現状を踏まえ、危険度（リスク）の分析に基づく地域の課題、将来的な都市づくりや施設整備の動向を踏まえ、推進計画の基本的な方針を定めることについて、解説します。

（1）基本的な方針の趣旨

基本的な方針は、その地域の歴史・文化・産業等、地域の特性を活かした目指すべき将来像と、その実現に向けて、津波に強い地域づくりの方向性を定めるものです。以下、この基本的な方針を定めるための、地域の現状把握・分析、将来的な都市づくりや施設整備の動向との整合など検討すべき内容を説明します。

（2）地域における現状の把握・分析方法

基本的な方針の検討に当たっては、推進計画を作成する市町村の概況や各種被害想定等の分析を行い、それを踏まえて検討する必要があります。具体的には、人口、交通、土地利用、海岸の状況等の市町村の概況、津波浸水想定により示される地域毎の危険度・安全度、想定被害規模等が挙げられています。

しかしながら、これらの統計情報だけでなく、例えば、ハード施設の老朽化の度合や耐震補強状況などを確認する、実際の避難訓練を行って課題を洗い出すなどにより、現状の把握に努める必要があります。また、被害の想定については必要に応じてシミュレーションができる外部機関（例えば、都道府県の浸水想定作成に関わった外部機関）等に意見を求めるなどの対応が考えられるでしょう。

(1) 市町村の概況の把握

①地域の人口（人口動向・交流人口、人口密集地域）

地域の人口は、市町村の住民基本台帳、国勢調査結果、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）を基本として、年齢別人口構成図、観光客動態調査、過疎計画などの資料を用いることが考えられます。また、地域の人口は、平日・休日別や時間帯によって変わりますが、その変わり方も、住宅地、業務地、商業地等の地域の特性によって、その変動の傾向は異なります。津波避難を考える際には、最悪の事態を想定しておくことが重要ですので、その地域の人口が最も多くなる状態を検討対象とします。

②交通の状況

地域防災計画、総合計画や都市計画マスタープランなど既往の関連計画から、避難路や被災後の物資輸送ルートとなるべき、国道、都道府県道、市町村道、高速道路等の基盤整備状況（整備改良率など）や、緊急輸送道路の指定状況を確認し、平時や災害時における交通ネットワークを把握します。もちろん、デジタル道路地図や住宅地図も活用できます。広域的な鉄道や高速道路ネットワーク、港湾・漁港施設の物流機能なども把握しておきます。

また、道路や鉄道、港湾・漁港施設の整備・改良などと連動して、海岸保全施設等や津波防護施設の整備など津波対策を進めることもあるため、各施設管理者に対し、将来の施設整備・事業化計画などの情報をヒアリングする等して把握することが望ましいと考えられます。

③事業所・各種施設の分布

事業所、各種施設の分布状況は、津波が到達するまでの間に浸水エリアに滞留する人々の避難予測等に利用できます。参照すべき資料として、都市計画基礎調査等に基づく建物現況の他、経済センサス、介護保険事業計画、観光客動態調査等があります。避難場所、避難所になり得る津波浸水想定区域内の施設、津波避難ビルになり得る施設などを確認することが、津波避難施策の検討に有益です。

④土地利用の状況

土地利用の状況は、既往の市町村の計画（都市計画マスタープラン等）の他、都市計画基礎調査の土地利用現況図や航空写真等により確認します。これらは、避難体制を検討する上で有用な情報です。また、建物の状況についても、ハード施設の老朽化の度合や耐震補強状況、さらに住宅等の耐震、特に木造住宅等の耐震状況や、空き家、ブロック塀の状況などについても、資料確認だけでは限界もあり、不明点については、関係者への確認や適宜現地調査を実施し、状況把握に努めることが重要です。

⑤海岸の状況

海岸線の形状、海岸堤防等や海岸利用の状況を、市町村の既往の計画や管理者の公開情報等を活用して把握します。港湾・漁港があれば、従業員等の避難、産業機能の維持・復旧について、石油コンビナート等なら被災した場合の周囲に及ぼす影響への対策について、また観光客が訪れる自然・景勝地や観光施設ならば観光客等の避難対策について各検討が必要となり、これらの状況把握が有益です。

⑥過去の災害史など

過去の津波災害の教訓を活かすため、津波被害の経験とそれに対する先人の知恵、施策を知ることが必要です。各市町村の地域防災計画に書かれた古文書、災害史の記録も参考になります。

(2) 浸水想定状況等を踏まえた危険度の把握

① 想定される地震・津波災害を把握

液状化マップ、ゆれやすさマップ、デジタルマップ及び地形図・地質図などを活用することで、地震の揺れによる建物被害、液状化など津波避難の妨げとなるものを把握します。

次に、津波浸水想定状況については、まず市町村別の想定結果から該当部分を抜粋し、沿岸部の「最大津波高」「津波浸水面積」「津波到達時間」の計算結果を把握します。

② 地域ごとの危険度の把握

対象地域を、一定のまとまりある地域単位に設定・区分（地域区分）し、地域別の人的・建物被害の発生規模を把握します。地域区分としては、津波浸水被害の想定結果によって定める他、地方支分局・出張所の管轄ごと、防災拠点の分布状況、避難対策の取組の基本的単位となっている自治会、小・中学校区などを考慮し設定します。

③ 避難対象地域の状況の把握

都道府県が公表した津波浸水想定や、内閣府が公表している被害想定などに基づき、津波避難対策を講じることになります。合わせて避難困難地域が示されている場合には、避難困難地域の面積やそこに滞在している避難困難者の人数を推計します。また、避難困難地域が示されていない場合には、必要に応じて、避難先、避難経路、避難行動等を設定し、津波避難シミュレーションを実施することも考えられます。

※ 避難困難地域の抽出に当たっては、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参照し、検討します。なお、地域の時間帯別に変化する人口動態や避難先の収容可能人数等を考慮する必要があり、例えば不特定多数の人が集まる中心市街地の商業業務地区などでは、昼間人口が多いため、国勢調査や都市計画基礎調査等を用いて、昼間と夜間の人口規模・分布を正確に推定し、適切な避難対策を立てることが望ましいため、必要に応じ「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）」の技術的助言などを参照すると良いでしょう。

(1) 把握・分析結果の整理

地域ごとに現状を把握し危険度等を分析した結果をもとに、課題図等に整理していきます。

(1) 把握・分析結果の整理

津波が来るまでの時間や津波の高さは、地域によって多様であり、地域ごとに津波による浸水被害の状況を把握し、津波対策の検討につなげるための課題を整理していきます。

地域の現状を把握・分析して得られた情報については、津波浸水深と建物被害、人的被害の関係などに着目し、浸水想定範囲や津波の到達時間、人的被害・建物被害の発生想定数、避難困難地域の分布、避難施設・防災拠点などの分布の視点、さらには、救助・復旧に要する道路等の確保の観点から整理していきます。

分析の視点（例）

- ① 沿岸部の津波到達時間
- ② 津波浸水深が特に深い地域の分布状況
- ③ 人口密集・建物密集地域の分布状況
- ④ 津波による人的被害や建物被害の想定
- ⑤ 地盤沈下や液状化被害の分布想定
- ⑥ 避難困難地域の分布状況
- ⑦ 浸水想定区域内の防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入施設等）や要配慮者利用施設
- ⑧ 被災後に、救助・復旧のための幹線となる道路等が確保されるか 等

(2) 課題図等の作成

津波浸水想定や地理情報、土地利用・建物分布などの各種地域情報をプロットした課題図や、重ね合わせ図を作成し、課題がある箇所の情報を地域ごとにとりまとめ、防災上の課題を把握します。

(2) 地域の目指すべきまちづくりの基本的な考え方（基本的な方針）の検討

市町村の現状把握や地震・津波災害の想定を踏まえ、推進計画の柱となる、津波に強いまちづくりを推進するための基本的な考え方（基本的な方針）を定めます。

(1) 地域の特性を活かしたまちづくり

地域の自然環境・景観、歴史・文化・観光資源、地域産業や交通・物流拠点などの地域資源、そこで活動する地域の企業、そして何よりも住民の安全・安心を将来にわたって確保できるよう、津波災害に強いまちづくりの方針と、施設整備、津波防災・減災対策の基本的な方向性を定めます。地域の特性を活かし、将来の地域の発展を展望したものとしませんが、市町村の上位計画や関連計画との整合・連携をとることが必要となります。

(2) 推進計画の全体像を示す

津波防災地域づくりに参画する公共・民間のさまざまな主体が、推進計画の方向に沿って各種施策に取り組むことができるよう、図面等を用いて推進計画の全体像を示すなどの工夫をすることが望まれます。

また、各種施策については定性的な目標に加え、重点的な施策には定量的な数値指標なども設定がなされると、計画の実効性が高まり、地域住民等にとっても理解が深まると考えられます。

基本指針（四. 2. ウ）

ウ 浸水想定区域における土地利用及び警戒避難体制の整備に関する事項（法第 10 条第 3 項第 2 号）について

本事項は、推進計画と浸水想定区域における土地利用と警戒避難体制の整備に関する施策、例えば警戒区域や特別警戒区域の指定との整合的・効果的な運用を図るために必要な事項を記載することを想定したものである。

都道府県知事が指定する警戒区域においては、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の充実などを市町村が行うことになり、一方、推進計画区域では、推進計画に基づき、避難路や避難施設等避難の確保のための施設の整備などが行われるため、これらの施策・事業間及び実施主体間の整合を図る必要がある。

また、頻度が低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、土地区画整理事業等の市街地の整備改善のための事業や避難路や避難施設等の避難の確保のための施設等のハード整備を行う区域、ハード整備の状況等を踏まえ警戒避難体制の整備を特に推進する必要がある区域、ハード整備や警戒避難体制の整備に加えて一定の建築物の建築とそのための開発行為を制限することにより対応する必要がある区域等、地域ごとの特性とハード整備の状況に応じて、必要となる手法を分かりやすく示しておくことが重要である。

そこで、本事項においては、推進計画に定める市街地の整備改善のための事業、避難路や避難施設等の整備等に係る事業・事務と、警戒避難体制を整備する警戒区域や一定の建築物の建築とそのための開発行為を制限する特別警戒区域の指定などを、推進計画区域内において、地域の特性に応じて区域ごとにどのように組み合わせることが適当であるか、基本的な考え方を記載することが望ましい。また、これらの組み合わせを検討するに当たっては、津波浸水想定により示されるその地域の津波に対する危険度・安全度を踏まえるとともに、津波被害が想定される沿岸地域は市街化が進んだ都市的機能が集中するエリアであったり、水産業などの地域の重要な産業が立地するエリアであることも多いことから、市街化や土地利用の現状、地域の再生・活性化の方向性を含めた地域づくりの方針など多様な地域の実態・ニーズに適合するように努めるものとする。

（参照条文 法第 53 条、第 72 条）

解説

ここでは、土地利用に関する方針、警戒避難体制の整備方針、具体的な事業・事務の組合せ方及び実施主体間の整合について解説します。

（1）土地利用と警戒避難体制の一体的な検討

推進計画において、津波浸水想定区域内における、現在及び将来の土地利用、並びにそれを踏まえた警戒避難体制の検討が必要となります。合わせて、中長期的な避難のあり方を踏まえた土地利用の検討が必要となります。したがって、防災、都市、建築・土木、医療福祉、教育等の関係部局が連携を図りながら、土地利用と警戒避難体制を一体的に検討し、まちづくりの方向性や避難体制の構築をどのように進めるのかの基本的な考え方を記載してください。記載に当たっては、都市計画や地域防災計画との整合を図りつつ、以下の区域の特徴を踏まえて検討してください。

(1) 警戒区域

警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予報または警報の発令及び伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制の整備を行う区域です。

なお、警戒区域においては土地利用や開発行為の規制はありませんが、宅建業者には、不動産取引の際に警戒区域についての重要事項説明が義務づけられています。また、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等・要配慮者利用施設の管理者には、避難確保計画の作成が義務づけられています。

(2) 特別警戒区域

特別警戒区域は、都道府県知事が、警戒区域内において、津波から逃げるのが困難である、特に防災上の配慮を要する者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、津波に対して安全なものとし、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、用途ごとに定める居室の床面の高さが基準水位以上であることを求めることにより、住民等が津波を「避ける」ため指定する区域です。

また、特別警戒区域内の市町村の条例で定める区域内では、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きいものとして条例で定める用途（例えば、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途）の建築物の建築及びそのための開発行為について、上記と同様、津波に対して安全なものであること、並びに居室の床面の全部または一部の高さが基準水位以上であること（建築物内のいずれかの居室に避難することで津波を避けることができること）、または基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等の場所が配置等されること（建築物の屋上等に避難することで津波を避けることができること）のいずれかの基準を参酌して条例で定める基準に適合することを地域の選択として求めることができます。

(2) 警戒避難体制の整備について

警戒区域が指定される前であっても、警戒避難体制の整備の考え方を示す必要があります。土地利用の基本的な考え方との整合を図りながら、避難体制の構築をどのように進めるのか、明らかにする必要があります。具体的には、避難場所・避難経路の確保、津波ハザードマップの作成・周知、情報収集・伝達手段の確保、防災知識の普及・啓発等を進めるに当たっての考え方を示します。

(3) 協定避難施設・指定避難施設に係る課税標準の特例措置

法に基づき都道府県が指定した警戒区域において、管理協定を締結した避難施設（法第 60 条、協定避難施設）および市町村長が施設管理者の同意を得て指定した避難施設（法第 56 条、指定避難施設）について、以下の税制特例措置があります。（24 年度創設、30 年度拡充・延長（32 年度まで））

(1) 特例内容

①協定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後 5 年間、2 分の 1 を参酌して $1/3$ 以上 $2/3$ の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

②指定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、指定避難施設の指定後 5 年間、3 分の 2 を参酌して $1/2$ 以上 $5/6$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

(2) 対象資産

対象となる資産は、協定避難施設の避難の用に供する部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）または指定避難施設の避難の用に供する部分及び指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（同上）

- ※ 指定避難施設・協定避難施設双方については、下記の指定基準を満たしたものに限り、
- ・津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術基準に適合。
 - ・基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所等が配置されること。 等

(4) 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置

臨海部産業の津波対策を促進するために、推進計画に記載された臨港地区において民間企業が津波対策のために取得または改良を行った港湾施設等に係る、以下の固定資産税の特例措置があります。（23年度創設、27年度延長（～32年度まで））

(1) 特例内容

①大臣配分資産または知事配分資産

取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とする。

②その他の資産

取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、民間企業が臨港地区において、津波の侵入を防ぐ目的で新たに取得または嵩上げを行った護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設に係る固定資産税に対して適用する。なお、既存施設の嵩上げを行った場合は、当該嵩上げ部分のみに適用するものとする。

基本指針（四. 2. エ）

エ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項(法第10条第3項第3号)について

本事項は、推進計画の区域内において実施する事業又は事務を列挙することを想定したものである。

法第10条第3項第3号イの海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項をはじめ、同号イからへまでに掲げられた事項については、一及び四. 1に示した基本的な考え方を踏まえ、実施する事業等の全体としての位置と規模、実施時期、期待される効果等を網羅的に記載し、津波防災地域づくりの意義と全体像が分かるように記載することが望ましい。

(参照条文 法第2条、法第10条第3項第3号イ)

解説

ここでは、法第10条第3項第3号イに限らず、同号イ～へまでに掲げられた事項について実施する事業・事務の推進計画への記載方法について解説します。

(1) 施策・事業の体系的な整理

(1) 記載事項

本事項は、推進計画の区域内において実施する事業・事務を列挙することを想定したものです。この計画事項は例示規定です（法第10条第3項第3号）。

基本指針の一. においては、推進計画に定められた事業・事務の実施等を地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講ずるよう努めることとされています。また、基本指針の四. 1において、市町村が推進計画に事業・事務等を定める際には、都道府県が指定する警戒区域、特別警戒区域の制度の趣旨や内容を踏まえ、当該制度との連携や整合性に十分配慮することによって、津波防災地域づくりの効果を最大限発揮できるよう努めることとされています。

(2) 推進計画への記載方法

以上を踏まえ、「津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務に関する事項」（法第10条第3項第3号イからへまで）としては、実施する事業等の位置、規模、実施時期、期待される効果等を記載し、津波防災地域づくりの全体像と各事業等の意義が分かるように記載します。また、他の事業・事務との関係性についても記載することが望まれます。

なお、実施時期の検討に当たり、予算や事業採択時期などの見通しが難しい面もあることから、課題の緊急性・重要性に照らして施策の優先順位を考慮した上で、短期、中期、長期といったスパンで、各事業の実施時期を記載することも考えられます。

(3) 関係者との協議、法定協議会

事業・事務についての詳細が固まっていない段階においては、必要に応じて関係者と調整の上、記載する事項を判断することになります。また、推進計画には、作成主体となる市町村以外の者が実施する事業・事務についても記載することができます。これらの事業・事務を記載する場合は、あらかじめこれらの者と協議を行う必要があります。

また、推進計画の作成に当たって、協議会を組織することができます。協議会が組織されていない時は、関係管理者等の事業・事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議することになります。

(2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設（海岸法第2条第1項）、港湾施設（港湾法第2条第5項）、漁港施設（漁港漁場整備法第3条）及び河川管理施設（河川法第3条第2項）は、海岸・河川付近で津波等の進入を防止する機能を有する施設です。なお、保安施設事業（森林法第41条）により設置する施設についても、これらと同様に、津波災害を防止・軽減する機能を有する一面があることから、海岸保全施設等とあわせて例示することとしています。

海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設については、津波を直接防御する機能を持ち、想定される津波等により整備計画が作られ、また、市町村以外の者が整備する場合も多いため、これらの施設の管理者が案を作成することとしています

（法第10条第6項）。この際、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との整合を図るため、十分な時間的余裕をもってこれらの関係管理者等と相談する必要があります。

市町村が津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から、配慮すべき事項を申し出ることができる仕組みとすることで、総合的な津波防災地域づくりを行うという法の理念を担保しています（法第10条第7項）。申し出を受けた関係管理者等は、予算上の制約や隣接する地域の事情、各施設の整備計画等との整合性等を総合的に勘案しつつ、可能な限り申し出を尊重することが求められます（法第10条第8項）。

同号口の津波防護施設は、津波そのものを海岸で防ぐことを目的とする海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、海岸保全施設等を乗り越えて内陸に浸入するという場合に、その浸水の拡大を防止しようとするために内陸部に設ける施設である。このため、津波防護施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、当該施設により浸水の拡大が防止される区域・整備効果等を十分に検討した上で、地域の選択として、市町村が定める推進計画に位置付け整備する必要がある。また、発生頻度が低い津波に対応するものであるため、後背地の状況等を踏まえ、道路・鉄道等の施設を活用できる場合に、当該施設管理者の協力を得ながら、これらの施設を活用して小規模盛土や閘門を設置するなど効率的に整備し一体的に管理していくことが適当である。なお、推進計画区域内の道路・鉄道等の施設が、人的災害を防止・軽減するため有用であると認めるときは、当該施設の所有者の同意を得て、指定津波防護施設に指定できることとしており、指定の考え方等については国が助言するものとする。

（参照条文 法第2条、法第10条第3項第3号口、第6～8項、法第18条、法第19条、法第71条第1項）

解説

ここでは、推進計画に記載する津波防護施設に関して、その位置付け、管理者、推進計画への記載する際の留意点について解説します。

（1）津波防護施設

津波防護施設は、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。）、護岸、胸壁及び閘門（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であって、津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、または軽減するために都道府県知事または市町村長が管理するもので、津波防災地域づくり法により新たに創設された施設です。比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備される海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、陸上に遡上した場合に、その浸水の拡大を防止するために内陸部に設ける施設です。整備に当たっては、推進計画に位置付ける必要があります。

なお、津波防護施設は、津波による人的災害を防止し、または軽減する盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。）、護岸、胸壁及び閘門であって、施設整備の目的に津波災害を防止・軽減する機能を有する海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものは含みません。

（2）津波防護施設管理者

津波防護施設は、広域的な効果が期待できるものであること、津波浸水想定を踏まえて管理するものであることから、その管理は、原則として都道府県知事が行うこととしています。

小規模な津波防護施設については、地域づくりと一体で整備される場合等、市町村長が管理することが適切な場合があることから、都道府県知事が指定すれば、市町村長が管理することも可能です。

なお、法第18条に「津波防護施設の新設、改良その他の管理」とあるように、ここで言う管理には、新設、改良が含まれることから、市町村長も津波防護施設管理者として津波防護施設の整備を行うことができます。

(3) 推進計画への記載

津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に記載する場合には、当該施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、地域の選択として、推進計画に位置付けられるものであることから、津波浸水想定を踏まえた上で、避難促進施設（法第71条第1項）や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を考慮して定める必要があります。

津波防護施設についても、海岸保全施設等と同様に整備計画が作られ、また、津波防護施設管理者が整備するものであることから、津波防護施設管理者が案を作成することとしています（法第10条第6項）。この際も、海岸保全施設等と同様に、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との整合を図るため、十分な時間的余裕をもってこれらの津波防護施設管理者と相談する必要があります。市町村は配慮すべき事項を申し出ることができ（法第10条第7項）、申し出を受けた津波防護施設管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、各施設の整備計画等との整合性等を総合的に勘案しつつ、可能な限り申し出を尊重することが求められます（法第10条第8項）。

同号ハの一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業は、津波が発生した場合においても都市機能の維持が図られるなど、津波による災害を防止・軽減できる防災性の高い市街地を形成するためのものであり、住宅、教育施設、医療施設等の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な公益的施設、公共施設等の位置について十分勘案して実施する必要がある。「その他の市街地の整備改善のための事業」としては、特定利用斜面保全事業、密集市街地の整備改善に関する事業等が含まれる。また、同号ホにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に集団移転促進事業について定めることができ、推進計画に定めた場合には、津波による災害の広域性に鑑み、都道府県が計画の策定主体となることも可能である。

(参照条文 法第2条第12項・第13項・第15項、法第10条第3項第3号ハ・ホ、
法第12条～第14条、第17条)

解説

ここでは、推進計画に記載する市街地整備改善事業に関して、その目的、移転する住宅、公益的施設、公共施設等の配置、その他の留意点について解説します。

(1) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業

東日本大震災の被災地域では、津波により住宅施設や業務施設のみならず、学校・医療施設・官公庁施設といった公益的施設も甚大な被害を受けた地域が多く、地域の都市機能全体が失われる事態も生じました。これを受け、甚大な津波災害が予想される地域では、津波発生時にも区域内の都市機能を維持するための拠点となる市街地の整備を進めることが必要です。

津波による被害の防止・軽減が可能な防災性の高い市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各施設を一体的に整備するための一団地の施設を、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画に定めることができます。検討に当たっては、都市計画運用指針の「IV-2-2 II-I 一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の項目に十分留意してください。

(2) 土地区画整理事業などによる市街地整備

防災性の高い市街地の形成には、土地区画整理事業等による基盤整備の活用も考えられます。法は土地区画整理事業の特例として、津波災害の発生のおそれが著しく、かつ災害を防止・軽減する必要が高い区域内で行われる土地区画整理事業の事業計画において、「津波防災住宅等建設区」（法第12条）を創設することが認められており、その場合、推進計画にその旨を定める必要があります（法第10条第3項第3号ハ）。その施行地区内の住宅等の宅地所有者は、安全な市街地への換地を受けることを希望する申出をすることが認められています（法第13条第1項）。

また、急斜面のかけ崩れの危険防止のための切土や盛土を利用して、避難場所や公共施設として利用できる空間を確保する「特定利用斜面保全事業」や、防災性の向上と良好な住環境の整備を促進する「密集市街地の整備改善に関する事業」も、市街地整備改善事業として推進計画に記載してください。

同号ニの避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設は、最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に來襲してきたときに、住民等の命をなんとしても守るための役割を果たすものであり、津波浸水想定を踏まえ、土地利用の状況等を十分に勘案して適切な位置に定める必要がある。また、警戒区域内では、法第 56 条第 1 項、第 60 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に基づく指定避難施設及び管理協定の制度により、市町村が民間建築物等を避難施設として確保することができることから、当該制度の積極的な活用を図ることが適当である。特に、人口が集中する地域など多くの避難施設が必要な地域にあっては、指定避難施設等の制度のほか、法第 15 条の津波避難建築物の容積率規制の緩和などの支援施策を活用し、民間の施設や既存の施設を活用して、必要な避難施設を効率的に確保するよう努める必要がある。

(参照条文 法第 2 条第 1 項、法第 10 条第 3 項第 3 号ニ、第 56 条第 1 項、第 60 条第 1 項、第 61 条第 1 項、法第 15 条)

解説

ここでは、住民等の円滑な避難確保のための施設の確保等に関する留意点について、解説します。避難路、避難施設等は、法 10 条第 3 項第 2 号に係る「土地の利用」の現状、今後の計画等を十分に勘案し、適切な位置に定める必要があります。また、必要に応じ、各技術的助言などを参照してください。

(1) 住民等の円滑な避難確保のための施設

最大クラスの津波から、住民等の命をなんとしても守るため、避難路、避難施設や公園、緑地、地域防災拠点施設など、円滑な津波避難の確保のための施設は、津波浸水想定を踏まえ、土地利用の状況など地域の状況に応じて適切な位置に定める必要があります。

避難施設とは、具体的には、次項の指定津波避難施設や協定避難施設などがあげられます。

(2) 指定避難施設、管理協定の制度等

市町村は、都道府県が指定する警戒区域内において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波警戒避難体制の整備の一環として、法第 56 条第 1 項に基づき、津波に対して安全な構造で、基準水位以上に避難場所が配置されている等の一定の基準に適合する民間施設を、市町村長がその民間管理者の同意を得て、指定避難施設として指定することができます。また、法第 60 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に基づき、管理協定を締結した民間建築物等の避難の用に供する部分について、市町村は管理を行うことができます（協定避難施設）。このように、警戒区域内においては、新たな施設整備に加えて、指定避難施設、協定避難施設の制度を活用することにより、避難施設を効率的に確保でき、避難体制の整備を急ぐことができるため、積極的に検討してください。

なお、特に人口が集中する地域など多くの避難施設が必要な地域にあっては、法第 15 条の津波避難建築物の容積率規制の緩和などの支援施策を活用し、民間の施設や既存の施設を指定避難施設等の制度により避難施設として位置付け、効率的な避難施設の確保を進めることが望ましいとしています。

基本指針（四． 2． 工）

同号への地籍調査は、津波による災害の防止・軽減のための事業の円滑な施行等に寄与するために行うものであり、また、法第 95 条により、国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、その推進に資する調査を行うよう努めることとしている。

（参照条文 法第 10 条第 3 項第 3 号へ、第 95 条、国土調査法第 2 条第 5 項、第 6 条の 3 第 2 項）

解説

ここでは、地籍調査（国土調査法第 2 条第 5 項）等について解説します。

（1） 目的

地籍調査とは、土地毎の境界や面積等を調査しその成果を地図及び簿冊にとりまとめる事業です。地籍調査を行った地域においては、正確な土地の境界等が明確になっていることから、津波対策のハード事業のための事業計画の決定、用地取得を円滑・迅速に行うことができるようになります。また、万一津波被害が生じたことにより土地の境界を示す杭や塀などが流出してしまった場合でも、記録・保存管理されている地籍調査の成果により境界の復元が可能であり、迅速な復旧・復興に貢献します。そのため、推進計画において地籍調査の実施について定めることが望まれます。

なお、地籍調査の実施に関する事項を記載する場合には、国土調査法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき都道府県が定める地籍調査に関する事業計画等と十分に整合を図るよう留意する必要があります。

（2） 国による調査の努力義務

また、国は、市町村等が行う地籍調査に先行して、地区の骨格となる官民境界（道路等の官有地と私有地との境界）の情報を整備する都市部官民境界基本調査を津波などの大規模災害の被災想定地域において実施し、円滑な公共事業の着手や地籍調査の促進に貢献していくこととしています。

基本指針（四． 2． エ）

同号トは、同号イからへまでに掲げられた事業等を実施する際に、民間の資金、経営能力等を活用するための事項を記載することを想定した項目である。例えば、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（P F I 法）に基づく公共施設の整備、指定管理者制度の活用等が考えられる。なお、具体的な事業名を記載することができない場合においても、民間資金等を積極的に活用するという方針そのものを掲げることも含めて検討することが望ましい。

なお、法第 5 章第 1 節の土地区画整理事業に関する特例及び同章第 3 節の集団移転促進事業に関する特例を適用するためには、本事項に係る事業を推進計画に記載する必要がある。

（参照条文 法第 4 条、P F I 法）

解説

ここでは、津波防災地域づくりに関する事業等に民間資金等を活用することについて解説します。

津波防災地域づくりを効果的に推進するためには、ハード・ソフト施策を地域の実情に応じて適切に組み合わせるとともに、官民が一体となって取り組む必要があることから、法第 4 条では、具体的な国及び地方公共団体の責務として、津波防災地域づくりの推進のための事業等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせ一体的に講ずるよう努めるべきこととされています。

そのため、津波防災地域づくりの推進のために行う具体的な事業等の実施における、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項は、推進計画の記載事項とされています。具体的な事業名を記載できない場合においても、民間資金等の積極的な活用の方針そのものを記載することもできます。

オ 推進計画における期間の考え方について

津波防災地域づくりは、発生頻度は低い地域によっては近い将来に発生する確率が高まっている最大クラスの津波に対応するものであるため、中長期的な視点に立ちつつ、近い将来の危険性に対しては迅速に対応するとともに、警戒避難体制の整備については常に高い意識を持続させていくことが必要である。

このため、それぞれの対策に必要な期間等を考慮して、複数の選択肢の中から効果的な組み合わせを検討することが必要である。例えば、ハード整備に先行して警戒避難体制の整備や特別警戒区域の指定等のソフト施策によって対応するといったことが想定される。

なお、津波防災地域づくりを持続的に推進するため、推進計画には計画期間を設定することとしていないが、個々の施策には実施期間を伴うものがあるため、適時適切に計画の進捗状況を検証していくことが望ましい。

(参照条文 法第 10 条)

解説

ここでは、推進計画における期間の考え方などについて解説します。

(1) 中長期的な視点と迅速な対応の組み合わせ

津波防災地域づくりは、津波避難の円滑化などを目的としたソフト施策と、堤防強化など津波による浸水被害を低減・回避する中長期的なハード施策を柔軟に組み合わせる必要があります。一般にソフト施策は、ハード整備に先行して実行できることから、近い将来の危険に対処するため、例えば、ソフト施策を中心として迅速に対応し、それと同時に中長期的な視点でハード施策を組み合わせしていくことも効果的であるといえます。

(2) 推進計画の期間

推進計画が想定する津波は低頻度・最大クラスのものであり、中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭に置きつつ作成するということがあって、法では期間が設定されていません。

したがって、持続的に津波防災地域づくりを推進する観点から、計画期間を定めないことも考えられますが、その場合でも、推進計画に記載される個々の施策・事業には各々実施期間が伴っているため、その進捗状況に応じて、あるいは市町村マスタープラン等を見直す際にそれらとの整合を再度確認する観点から、適宜見直すことは必要です。

3 関係者との調整について

推進計画を作成する際には、推進計画の実効性を確実なものとする観点から、計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者と十分な調整を図るとともに、市町村マスタープランとの調和を図る観点から、当該市町村の都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。事業・事務を実施することになる者の範囲については、推進計画の策定主体である市町村において十分に検討し、協議等が必要となるかどうか当事者に確認することが望ましい。

また、推進計画を作成しようとするときには、津波防災地域づくりの推進のための事業・事務等について、推進計画の前提となる津波浸水想定の設定や、推進計画と相まって津波防災地域づくりの推進を図る警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う都道府県と協議を行う必要がある。なお、この場合には、第10条第5項及び第11条第2項第2号の都道府県には都道府県公安委員会も含まれていることに留意が必要である。

法第10条第6項から第8項までの規定は、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設等の施設について、市町村と、これらの施設の関係管理者等との調整方法について定めている。その趣旨は、津波防災地域づくりを円滑に推進する観点から、関係する施設の管理者が作成する案に基づくこととし、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との調整を図ろうというものである。各施設の管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、関係する事業との関係等を総合的に勘案して事業計画を作成する必要があるが、市町村から申出があった場合には可能な限り尊重することが求められるものである。

（参照条文 法第10条第5項、第6項～第8項、法第11条第2項第2号）

解説

ここでは、推進計画の作成の際の関係者等との調整について解説します。推進計画を作成する際は、計画の実効性を確実にする観点から、国、都道府県、施設等の関係管理者などと協議を行い調整する必要があります。なお、市町村内の部署間の調整の重要性はいうまでもありません。

（1）関係者との調整の重要性について

推進計画は、国・都道府県・市町村の事業を盛り込んで作成するものであり、民間事業者が管理する津波避難施設等もあり、連携を図る関係者が多数います。作成された推進計画を、円滑に実施するため、推進計画を作成する段階で、計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者・機関との十分な調整を図っておくことが重要となります。

計画に定めようとする事業・事務のうち、関係機関との調整がしておらず、計画に定めないものについては、随時見直しを行い、関係機関と調整が整った事業・事務を追加していきます。

なお、事業・事務を実施することになる者の範囲については、市町村が十分に検討し、協議、調整等が必要となるかどうかを、関係当事者に確認します。

（2）市町村マスタープランとの調和

推進計画の作成に当たっては、地域のあるべき市街地像、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村の都市計画マスタープランなど既存のまちづくり

に関する計画や方針と調和・整合を保つ必要があります。そのため、作成に当たっては都市計画部局も加わって調整を図り、今後の方針を検討してください。

(3) 都道府県との協議

都道府県も、津波防災地域づくりの推進のための事業・事務等を実施する主体となるものであり、また、津波浸水想定の設定や、警戒区域・特別警戒区域の指定を行うことから、推進計画の作成に当たっては都道府県との協議・調整も必要となってきます。

都道府県は、津波浸水想定を設定するに当たって基礎調査を実施しており、市町村の推進計画作成にも有用なデータの提供も考えられることから、都道府県との協議・調整は、実効性ある計画を作成する上でも必要です。

なお、この場合には、法第10条第5項及び第11条第2項第2号の「都道府県」には都道府県公安委員会も含まれていることに留意してください。

(4) 施設の管理者等との調整方法

法第10条第6項から第8項までの規定は、市町村と、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設等の関係管理者等との調整方法について、津波防災地域づくりを円滑に推進する観点から、関係する施設の管理者が作成する案に基づいて計画を立てることを原則としています。

各施設の管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、関係する事業との関係等を総合的に勘案して事業計画を作成する必要がありますが、市町村から配慮を求める申出があった場合には可能な限り尊重することが求められており、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との調整が図られています。

4 協議会の活用について

関係者との調整を円滑かつ効率的に行うため、法第 11 条第 1 項の協議会の活用を検討することが望ましい。特に、複数の市町村が共同で作成する場合には、協議会を活用する利点は大きいと考えられる。

また、協議会には、学識経験者、住民の代表、民間事業者、推進計画に定めようとする事業・事務の間接的な関係者（例えば、兼用工作物である津波防護施設の関係者）等、策定主体である市町村が必要と考える者を構成員として加えることができる。

（参照条文 法第 11 条）

解説

ここでは、協議会の活用について解説します。法に基づく協議会は、メンバーが津波防災の課題を共有し、その解決のための施策を議論し、その実施や計画のフォローアップに関わっていくことが求められます。そのためには、津波防災地域づくりの議論ができるような十分なメンバーの参加が重要となります。地方公共団体の内部でも、防災部局だけではなく、まちづくり等を管轄する幅広い部局からの参加が望まれます。

（1）協議会の設置方法

協議会の設置に当たっては、既にある各種法定協議会を活用することはもちろんのこと、防災対策基本法に基づく地域防災会議やすでに設置している協議会・委員会などを活用することも可能です。

この場合、構成員の選定が短時間で済むとともに、特に地域の防災について詳細に議論している協議会等であれば、推進計画の作成に当たっても円滑な会議進行が可能と考えられます。

協議会の構成員（法第 11 条第 2 項）は、地方公共団体の判断で選任することが可能であるため、活発な議論が行われるためには、地域の実情に応じた最適な人選をすることが必要です。そのため、協議会の構成員については、選任段階からそれぞれの役割分担について事前に確認し、自らの役割をきちんと認識してもらうようにすることが必要です。

なお、既に設置されている会議の構成員を追加することにより、本法に基づく法定協議会としての機能を付加することも可能です。また、住民その他の意見を計画に反映させる観点から、協議会を公開とするなどの対応も考えられます。

以下に主要な構成員と期待される役割を記します。

（1）市町村

推進計画の作成主体である市町村は、協議会での主体的な役割を果たす構成員です。市町村（担当者）は、協議会の事務局として、関係者間の連携・調整、都道府県との連携・調整、庁内の連携・調整等を担います。また、推進計画、必要となる施策の検討・実施を担います。また、防災、都市等の担当部局にもメンバーとして入ってもらいましょう。

(2) 都道府県

市町村の区域をその区域に含む都道府県は、警戒区域や特別警戒区域の指定を行うほか、市町村の土地利用や警戒避難体制の整備にも関係する、津波浸水想定を設定・公表し、推進計画において定めようとする事業・事務について協議の相手とされていることから、協議会での構成員となります。

(3) 関係管理者等その他

対象区域内で、市町村が定めようとする事業・事務を実施する海岸・港湾・漁港、河川等の管理を行う都道府県または津波防護施設管理者などを構成員とします。

(4) 学識経験者

大学・短期大学等の教授・准教授等を選任する例が多いようですが、協議会の会長や会議の進行役を担っていただくことも多く、地域・地域外を含め、経験豊かな学識経験者を探しましょう。専門分野については、津波防災、土木、都市計画等の分野が考えられます。

また、学識経験者には、中立的な立場から多様な立場の関係者から出された多様な意見を総合的に取りまとめる「コーディネーター」としての役割や、関係者の「想い」を具体化し、津波防災地域づくりをより良い方向に進めるための提案や技術的な助言などを行う「アドバイザー」としての役割が期待できます。

なお、「コーディネーター」や「アドバイザー」などとしての学識経験者には、津波防災に関する高い専門性が求められます。すでに地域防災計画の策定などに参画していて地域の特性に精通した方々や、分野ごとの専門の学識経験者を紹介してもらうなどして、ふさわしい学識経験者をメンバーとすることが大切です。

(5) 地域の住民代表者等

協議会の構成員には、市町村が必要と判断した者を加えることができますが、地域の住民代表者を構成員にすることが望ましいと考えます。これにより、推進計画作成への積極的な参加に加え、防災の促進や、住民・地域主体の防災の担い手作りへの積極的な関与が期待されます（これまでの例では、自治会の代表を選定する例が多いようです）。なお、選定に当たっては、公募により募集することなども考えられます。また、長期の滞在となりがちな避難所でのプライバシーのあり方や備蓄物など、女性の視点が必要となることも数多くあります。例えば協議会に、婦人会の代表者など地域の実情に精通した女性メンバーになっていただくことが考えられます。

その他、当該市町村が必要と認める者として考えられるのは、商業施設、地元企業、病院、学校、民間事業者等です。同様に、計画作成への参加や、地域主体の防災対策への積極的な関与が期待されます。

(2) 協議会の進め方

協議会においては、各回の前半部分で事務局より資料説明を行った後、後半部分で協議会メンバー間での協議を進め、資料に対する意見を聴取することになります。出された意見については、必要に応じて推進計画に反映していき、最終的には協議会から計画案の承認を得ることになります。

協議会は開催回数や開催時間は限定的となることが多いことから、現状分析や課題整理、目標設定や個別事業の検討にあたっては、事業主体や関係機関との調整を図りながら、記載する内容を前もって検討・精査した上で、資料を作成する必要があります。このため、協議会開催の前段階において、実務担当者による幹事会や作業部会・分科会等の会議を開催することも考えましょう。

なお、協議会の資料については可能な限り事前に各委員に送付するなど、当日の資料説明時間を短縮することによって、実質的に協議できる時間を長く確保できるように工夫しましょう。また、住民代表者が十分に発言できるような雰囲気づくりも大切です。

また、住民その他の意見を計画に反映させる観点から、協議会を公開とするなどの対応も考えられます。協議会での協議内容や決定事項は、広報・ホームページでの情報発信、自治会を通じた回覧などを通じ、広く住民・利用者に公表することも重要です。

(3) 協議会開催も含めた推進計画作成のスケジュールと協議項目例

協議会の立ち上げから推進計画作成までのスケジュールは、地域によって協議される内容が異なるため、検討期間や開催回数等は様々で一概に示すことは困難ですが、参考までに浜松市で開催された協議会における協議内容の一例を、実践編第4章第1節に示しています。

(4) 推進計画の公表・送付

市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表します。公表に当たっては、市町村の広報、インターネット等を活用し十分に周知されるよう努めるとともに、計画の内容をわかりやすく示すように配慮して下さい。

また、作成した推進計画の写しを国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等をはじめとする事業・事務の実施主体に書面で送付して下さい。なお、国土交通大臣、都道府県が事業・事務の実施主体となっている場合には、事業・事務の実施主体としての送付とは別途、国土交通大臣（総合政策局社会資本整備政策課、都道府県への送付が必要となりますので、ご注意下さい。

なお、推進計画を変更した際の扱いも、上記に準ずることとします。

問い合わせ先

基礎調査、津波浸水想定、津波防護施設	⇒	水管理・国土保全局海岸室 (03-5253-8471)
津波避難建築物の容積率規制の緩和	⇒	住宅局市街地建築課 (03-5253-8515)
集団移転促進事業に関する特例	⇒	都市局都市安全課 (03-5253-8400)
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	⇒	都市局都市計画課 (03-5253-8409)
津波防災住宅等建設区	⇒	都市局市街地整備課 (03-5253-8414)
津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域	⇒	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 (03-5253-8460) 水管理・国土保全局水政課 (03-5253-8439)
指定避難施設・協定避難施設	⇒	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 (03-5253-8460)
津波災害警戒区域についての 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明	⇒	不動産・建設経済局不動産業課 (内線:25126)
その他法律、デリバリー型サポート	⇒	総合政策局社会資本整備政策課 (03-5253-8982)

国土交通省 03-5253-8111 (代表)